

第四十六回国会 内閣委員会議録

第一号

同月二十九日

司君辞任につき、その補欠として山本勝市君、高橋禎一君及び受松君が議長の指名で委員に選任された。

本国会召集日（昭和三十八年十二月二十日）（金曜日）（午前零時現在）における本委員は、次の通りである。

委員長 綱島 正興君

理事伊能繁次郎君 理事辻

理事内藤 隆君 理事永山

理事八田 貞義君 理事石橋

理事田口 誠治君 理事山内

稻村左近四郎君

高瀬 傳君 高橋

塚田 徹君 坪川

中垣 國男君 野呂 恭一君

藤尾 正行君 保科善四郎君

前田 正男君 淩 徹君

渡辺 栄一君 赤路 友藏君

久保田鶴松君 堂森 芳夫君

中村 高一君 永井勝次郎君

西村 関一君 受田 新吉君

山下 築一君

閣

委

員

議

錄

同月三十日

委員西岡武夫君辞任につき、その補欠として塚田徹君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西岡武夫君辞任につき、その補欠として塚田徹君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

國事行為の臨時代行に関する法律案

(内閣提出第五五号)

外務省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

同月五日

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

同月六日

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

同月七日

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(八田貞義君外九名提出、衆法第四号)

同月十一日

総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

同月十七日

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

同月二十七日

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一号)

同月二十二件(池田清志君紹介)(第二号)

同月二十一日

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月三十一日

同月三十二日

同月三十三日

同月三十四日

同(岡田春夫君紹介)(第三号)同(南條徳男君紹介)(第四号)

同月外十件(久野忠治君紹介)(第一四九号)

同(長谷川四郎君紹介)(第五号)

同(山内広君紹介)(第六号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五〇号)

同(高橋清一郎君紹介)(第一一〇号)

同(秋田大助君紹介)(第一〇九号)

同(塚原俊郎君紹介)(第一一〇号)

同(塚原俊郎君紹介)(第一一〇号)

同(秋田大助君紹介)(第一一〇号)

同月外三件(岡本隆一君紹介)(第一二〇九号)

同(江崎真澄君紹介)(第一一四号)

同(西村千一郎君紹介)(第一一五号)

同(松浦周太郎君紹介)(第一一五号)

同(高橋清一郎君紹介)(第一一五号)

同(秋田大助君紹介)(第一一五号)

同(塚原俊郎君紹介)(第一一五号)

同(秋田大助君紹介)(第一一五号)

元満州電信電話株式会社役職員の恩給等に関する請願(岡本隆一君紹介)(第三三二号)

同(實川清之君紹介)(第三五七号)

同(大村邦夫君紹介)(第三七八号)

同(片島港君紹介)(第五二四号)

金鶴勲章年金及び賜金支給に関する請願(池田清志君紹介)(第三九九号)

靖国神社の国家護持に関する請願(床次徳二君紹介)(第四〇一号)

同(池田清志君紹介)(第四二七号)

同(辻寛一君紹介)(第四二八号)

同(上林山榮吉君紹介)(第四六二号)

同(永井弘作君紹介)(第四六九号)

同(有田喜一君紹介)(第四四五号)

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(中川俊思君紹介)(第一三三号)

岩手県北部沿岸地域の寒冷地手当等増額に関する請願(山中吾郎君紹介)(第一四四号)

公務員の賃金引き上げ等に関する請願(第一四五号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第三八二号)

## 本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

公務員の賃金引き上げ等に関する請願(ト部政巳君紹介)(第三〇八号)

引揚者在外私有財産の国家補償に関する請願(井原岸高君紹介)(第一九九号)

同外十五件(五島虎雄君紹介)(第四四号)

公務員の賃金引き上げ等に関する請願(岡田春夫君紹介)(第三三号)

同(岡田春夫君紹介)(第三三号)

同(岡田春夫君紹介)(第三三号)



る必要がありますが、この際産業の合理化対策を調査審議してきた産業合理化審議会を統合し、両審議会の機能をあわせ持つ審議機関として從来以上に強力なものとするため、産業構造審議会を設置することとしたしました。

このほか、特許庁の審査審判事務の促進、試験研究所の機構の拡充等のため通商産業省の定員を二百六名増員するとともに、産業地域振興審議会の設置期限の延長をはかる等の改正を加えたいと存じます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要でございますが、今回の機構の改革に際しましては、行政事務の能率化に十分配慮し、定員の増加は必要最小限度にとどめた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

### ○綱島委員長

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、大臣の提案理由の説明を求めます。河野建設大臣。

### 建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第十四項及び第七項中「及び地区」を「地区及び街区」に改める。

### 九 砂防工事その他の砂防に関する事

第六条中「建設研修所」を「建設大学校」に改める。

### 第六条中「建設大

学校」に改める。

第九条の二（見出しを含む。）中「建設修所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十二条各号を次のよう改め。

### 一 國土計画及び地方計画に関する事

一 國土計画及び地方計画に関する事

二 建設業者の登録に関する事

三 建設業の発達及び改善の助長

並びに建設業者の監督に関する事

四 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に関する事

五 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他該決定に關する事務に関する事

六 都市計画事業その他都市施設

に関する事業の実施、助成及び監督に関する事

七 土地区画整理事業の実施、助成及び監督に関する事

八 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関する事

九 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に関する事

十 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に関する事

十一 一級建築士の免許に関する事

十二 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に関する助成及び監督に関する事

十三 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関する事

十四 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に関する事

十五 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分の助成及び監督に関する事

十六 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に関する事

十七 防災建築街区造成事業の助成及び監督に関する事

十八 防災建築街区造成組合に関する事

十九 市町村の区域ごとの公営住

宅建設三箇年計画に関する事

二十 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に関する事

二十一 一級建築士の免許に関する事

る管理の実施、助成及び監督に

関すること。

十 地すべり防止工事その他の地

すべりの防止及びぼた山の崩壊

防止に関する管理の実施、助成

及び監督に関する事

十一 海岸保全施設に関する工事

その他の海岸の保全に関する管

理の実施、助成及び監督に関する事

十二 洪水予報及び水防警報の実

施並びに水防に関する助成及び監督に関する事

十三 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関する事

十四 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に関する事

十五 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分の助成及び監督に関する事

十六 建築工事用機械の貸付けに関する事

十七 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に関する事

二十八 所管行政に関する監察事務に関する事

二十九 公共團体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。

三十 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管

又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

三十一 委託に基づき、他の事務

に支障のない範囲内で、建設省

公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する重要な事項を調査審議

し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

物の當結及びその附帶施設の建

設に関する事

二十三 関係国家機関に対する官

公序施設の建設等に関する法律

の施行に関する必要な報告又は

資料の提出を求める事並びに

国家機関の建築物及びその附帶

施設の保全に関する実地につい

ての指導に関する事

二十四 水資源開発公団法第二十

四条の規定による特定施設の操

作に関する指揮に関する事

二十五 道路整備特別措置法に基

づく工事の検査に関する事

二十六 建築工事用機械の貸付け

に関する事

二十七 道路の交通量の調査その

他所管行政の実施のため必要な

調査に関する事

二十八 所管行政に関する監察事

務に関する事

二十九 公共團体等の委託に基づ

き、建設工事、建設工事の設計

及び建設工事の工事管理並びに

建設工事用機械の修理及び運転

を行なうこと。

三十 前号に掲げるもののほか、

委託に基づき、建設省の所管に

係る建設工事の施行に伴い必要

を生じた工事及び建設省の所管

又は助成に係る建設工事の施行

と工事施行上密接な関連のある

建設工事を行なうこと。

三十一 委託に基づき、他の事務

の當結及びその附帶施設の建

設に関する事

二十二 北陸地方建設局及び四國地方建

設局においては、前条の規定にか

かわらず、同条第二十二号、第二

十三号及び第三十一号に掲げる事

務並びに同条第二十九号及び第三

十号に掲げる事務のうち營繕工事

に係る事務は、分掌しないものと

する。

第十三条第三項中「第一号の三及

び第二号の三に掲げる事務並びに同

条第二号及び第二号の二に掲げる事

務」を「第二十二号、第二十三号及

び第三十一号に掲げる事務並びに同

条第二十九号及び第三十号に掲げる

事務」に改め、同条第四項中「工事

を「工事、維持その他の管理を」

に改める。

第十四条第一項中「左の五部及び

一室」を「次の六部に、「河川部」を

「計画管理部」に改め、「企画室」を削

り、同項ただし書を次のように改め

る。

ただし、北陸地方建設局及び四

国地方建設局には用地部及び營繕

部を、中國地方建設局には用地部

を置かない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 公共用地審議会は、第

十条第一項に規定する事項のほか、

昭和四十年三月三十一日までの間

に限り、建設大臣の諮問に応じて

公共用地の取得に伴う公共補償の

基準に関する重要な事項を調査審議

し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条、第四条、第六条、第九条の二、第十四条第一項ただし書及び第二十二条の改正規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

## 理 由

地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所管行政の合理的な運営を図るために、地方建設局の分掌事務の範囲を拡大するとともに、中部地方建設局に用地部を置き、建設研修所を建設大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○河野 国務大臣

ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。御承知のように、近年の経済成長に伴い、産業の基盤となる各種の公共施設の整備あるいは住宅及び生活環境施設の充実に対する要請は、ますます大きくなりつあります。このような状態に対処するため、建設省といたしましては、河川、道路、住宅等公共投資の中核をなすべき事業について重点的に施策を講じ、事業の着実かつ積極的な推進をはかっているのであります。が、これらの施策をより的確に実施するためには、行政組織の面においても、これに即応する体制の整備が必要とされるに至っております。

このような見地から、このたびこの法律案を提出することとしたのであります。その要旨は、まず第一局としておもに河川、道路等の直轄事業を実施しているのであります。局の分掌する事務の範囲を大幅に拡大することとしております。

現在地方建設局は、本省の地方支部局としておもに河川、道路等の直轄事務を実施することとしております。

後は、都市計画、住宅関係をも含めた一般行政事務並びに補助金関係事務についても、事務の性格に応じ、できる限り多くを地方建設局に実施させることとし、地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、広域行政の推進に資するとともに、所管行政の運営の合理化をはかりたいと考えております。

第一に、中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処して、中部地方建設局に用地部を設けることいたしました。

第二に、建設研修所を建設大学校に改めることとしております。

建設研修所は、昭和三十二年に建設省の付属機関として設置されて以来、建設関係職員の養成訓練につとめてきましたのであります。このたびこれを建設大学校に改称するとともに組織、施設、教育内容等を充実し、国、地方公共団体等を通じて建設関係職員等の人づくりを一段と積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十年三月三十日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要な事項を調査審議させることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○綱島 委員長 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「七局」を「八局」

第六条第二項を削り、同条第三項中「管財局」を「国有財産局」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六条第七項中「一人」を「二人」に改める。

第十一条第一項中第十六号から第二十四号までを九号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

四 証券局の事務

第十条の二 証券局においては、左の事務をつかさどる。

一 証券取引制度の調査、企画及

二 証券取引所の設立を免許し、これを監督すること。

三 証券業者、証券業協会及び證券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

四 証券金融会社を免許し、これを監督すること。

五 証券投資信託の委託会社を免許し、これを監督すること。

六 有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

七 企業会計の基準の設定に関すること。

八 企業資本その他企業の財務に関すること。

九 公認会計士、会計士補及び計理士の登録及び監督を行なうこと。

十 社債等の登録に関すること。

十一 商品券の取締りを行なうこと。

十二 税務調査の実施に関すること。

十三 税務調査の実施に関すること。

十四 第五号、第十号及び第十二号に掲げる事務に関し、外国為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用を受ける取引を業とする者を検査すること。

十五 第十六条の五第二項中「横須賀市」を「松戸市」に改める。

第十三条中「第四号」を削り、「五百一十八号」を削る。

第十四条（見出しを含む。）中「税務調査所を「税務大学校」に改め、同条第三項及び第四項中「支所」を

「地方研修所」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

二 前項の規定にかかるわらず、調査

査察部に代え、東京国税局においては、調査第一部、調査第二部及び査察部を置き、大阪国税局においては、調査部及び査察部を置くものとする。

四 外国為替相場を決定し、及び

四の二 対外取引を行なう通貨その他の対外決済条件を定めるこ

と。

第十三条第八号を次のように改め

## 八 外国為替業務で銀行の営むる及び両替業務を認可し、これらの業務を営む者を監督すること。

第十三条第十二号中「海外投資」を「海外投融資」に改め、同条に次の二号を加える。

十四 第五号、第十号及び第十二号に掲げる事務に関し、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用を受ける取引を業とする者を検査すること。

十五 第五号、第十号及び第十二号に掲げる事務に関し、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用を受ける取引を業とする者を検査すること。

十六 第十六条の五第二項中「横須賀市」を「松戸市」に改める。

第十三条中「第四号」を削り、「五百一十八号」を削る。

第十四条（見出しを含む。）中「税務調査所を「税務大学校」に改め、同条第三項及び第四項中「支所」を

「地方研修所」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

二 前項の規定にかかるわらず、調査

査察部に代え、東京国税局においては、調査第一部、調査第二部及び査察部を置き、大阪国税局においては、調査部及び査察部を置くものとする。

四 外国為替相場を決定し、及び

四の二 対外取引を行なう通貨その他の対外決済条件を定めるこ

と。

第十三条第八号を次のように改め

一 証券局の事務

第十条の二 証券局においては、左の事務をつかさどる。

一 証券取引制度の調査、企画及

び立案すること。

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 大蔵省本省の定員は、改正後の

規定にかかわらず、昭和三十九年九月三十日までの間は、一万六千二百六十人とする。

(国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

3 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第号)の一部を次のように改正す

附則第五条中「一六、〇三七人」を「一六、二五九人」に、「一六、〇一人」を「一六、一三三人」に、「六六、九八八人」を「六七、一一〇人」に、「六六、九六二人」を「六七、一八四人」に改める。

附則に次の一条を加える。

第五十一条 大蔵省設置法の一部

を改正する法律(昭和三十九年法律第号)の一部を次

ように改める。

最近における経済情勢に対処し、証券行政の充実を図るために大蔵省の本省に証券局を設置するとともに、管財局及び為替局の名称を国有財産局及び国際金融局とそれぞれ改める所要の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一は、管財局及び為替局の名称を改めることであります。これらい

○綱島委員長 大蔵大臣の提案理由の説明を求めます。田中大蔵大臣。

○田中國務大臣 ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する

法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げま

す。

この法律案は、大蔵省の理財局に置かれている証券部を分離独立させて証券局を設けること、管財局及び為替局の名称をそれぞれ国有財産局及び国際金融局と改めること、主計局の次長を一人増員すること、東京及び大阪国税

局の調査監察部を分割すること、税務講習所の名称を税務大学校と改めること、並びに定員の規定を改正すること等の諸点について、所要の改正を行なおうとするものであります。

まず第一に、証券局を設けることであります。わが国経済は、IMF八条国への移行、OECDへの参加等の実現を目前に控え、全面的な開放経済へ移行しようとしているのであります

が、これに伴いまして、わが国企業の自己資本の充実、そのための証券市場の充実をはかりますとともに、この際

の充実をはかりますとともに、この際

ずれも最近における情勢の推移に伴いまして、それぞれ実体に即して国有財産局及び国際金融局と改めようとするものであります。

第三は、主計局の次長を一人増員することにより、同局の事務量は著しく増大し、またその事務

内容も複雑化してまいりましたので、次長一人を増員し、予算編成その他主計局の事務の円滑なる運営をはからうとするものであります。

第四は、東京及び大阪国税局の調査

検査部を分割すること、税務講習所の名称を税務大学校と改めること、並びに定員の規定を改正すること等の諸点について、所要の改正を行なおうとするものであります。

まず第一に、証券局を設けることであります。わが国経済は、IMF八条

国への移行、OECDへの参加等の実現を目前に控え、全面的な開放経済へ移行しようとしているのであります

が、これに伴いまして、わが国企業の自己資本の充実、そのための証券市場の充実をはかりますとともに、この際

の充実をはかりますとともに、この際

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成ください。よろしくお願い申します。

○綱島委員長 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第八十三条の表中「一四、八五三人」を「一四、九六二人」に、「一一、一七八人」を「一一、二六八人」に、「一二三七人」を「二三九人」に、「五、九六六人」を「六、〇三八人」に、「三三、二九七人」を「三三、五六一人」に改める。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十六号)を「港湾建設局等(第四十六条第一第五十条の二)」を「港湾建設局(第四十六条第一第五十条)」に改めます。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)に改める。

のほかに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

陸運局に、自動車部に代えて自動車第一部及び自動車第二部を置く。

2 前項の規定にかかわらず、東京

市に、伊勢湾港湾建設部を第五港湾建設

局に改組し、東京陸運局に自動車部

に代えて自動車第一部及び自動車第二

部を置くとともに、運輸省の職員

の定員を改める必要がある。これが

この法律案を提出する理由である。

高瀬対策事業等を能率的に処理するため、愛知、三重両県を管轄区域とし

伊勢湾港湾建設部は、伊勢湾地区の

第五十二条第一項に掲げた理由及びその概要であります。

て、昭和三十六年に設けられた臨時の組織であります。

重の三県下の港湾整備事業の量は著しく増加しており、明年度以降におきましては、高潮対策事業を除く港湾整備事業のみで恒常に他の港湾建設局の事業量に相当する見通しとなつてまいりましたので、このたび伊勢湾港湾建設部を恒久的な組織に改組して第

五港湾建設局とし、管轄区域を愛知、静岡、三重の三県とすることいたしました。

改正の第一点は、東京陸運局に自動車部にかえて自動車第一部及び自動車第二部を置くことであります。経済の発展に伴い、自動車輸送行政の事務量は、著しく増加しておりますが、東京陸運局管内においては、その傾向が特に顕著であり、さらに、最近、首都の交通事情の悪化等に伴い、交通規制との関連等、高度の判断を必要とする事務が増加してまいりました。

ので、これらの事務の能率的な処理と責任体制の確立をはかるため、東京陸運局におきましては、自動車部の事務を、旅客関係と貨物関係の二部門に分離し、自動車第一部、自動車第二部の二部で処理させることいたしました。

このほか、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員の定員を三万二千三百九十七人から三万二千五百六十人に改めることいたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに

御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○網島委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○網島委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

### 郵政省設置法の一部を改正する法律案

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を改正する法律

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）を「三千三百三人」に改める。

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十六号）の一部を改正する法律

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十七号）を「三千三百二十五人」に改める。

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十八号）の一部を改正する法律

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十九号）を「三千三百三十五人」に改める。

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百五十号）の一部を改正する法律

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）を「三千三百三十五人」に改める。

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百五十二号）の一部を改正する法律

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百五十三号）を「三千三百三十五人」に改める。

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百五十四号）の一部を改正する法律

#### 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百五十五号）を「三千三百三十五人」に改める。

宇宙通信研究のための要員として電波研究所の職員を増員するものであります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○網島委員長 次に、臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○網島委員長 次に、臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

### 臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案

#### 臨時行政調査会設置法（昭和二十九年法律第六百九十八号）の一部を改正する法律

#### 臨時行政調査会設置法（昭和二十九年法律第六百九十九号）の一部を改正する法律

法の効力を昭和三十九年九月三十日まで六ヶ月延長しようとするものであります。

臨時行政調査会は、行政を改善し行なうことを目的として、行政の実態に全般的検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議するため、昭和三十六年十一月臨時行政調査会設置法によって総理府の附属機関として臨時に設けられ、一昨年二月十五日第一回の会議を開催して以来、今日まで鋭意調査審議を進めてまいりましたのであります。

しかしながら、御承知のとおり、現行の行政制度及び行政運営は複雑多岐にわたっており、したがって、調査会といたしましては、調査審議対象事項を広範にわたり取り上げざるを得ず、しかもそれらの事項の改善策についてはあること等から、審議に相当の時間を費やし、このため、調査会の存続期間の本年三月三十一日までは、現在審議中の事項全部について審議を了することは、時間的に困難であることが明らかとなつたのであります。調査会においては、終始きわめて熱心に調査審議が行なわれておりますが、いましばらく時間をかけて遺憾なきを期したいとの調査会の意向もありますので、政府といたしましては、この際、調査会の存続期限を本年九月末日まで六ヶ月延長し、審議事項すべてについて十分検討し、本調査会設置の趣旨を全うしたい所存であります。

○網島委員長 この法律案を提出する理由であります。

○網島委員長 行政管理庁長官の提案理由の説明を求めます。

御賛同あらんことを切望する次第であります。

○網島委員長 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○網島委員長 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

### 文部省設置法の一部を改正する法律案

#### 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十六号）の一部を改正する法律

#### 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の一部を改正する法律

#### 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十八号）の一部を改正する法律

#### 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十九号）の一部を改正する法律

#### 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百五十号）の一部を改正する法律

を合計において三千八百七十九人増加するものであり、その大部分は、来る四月から新設され、または拡充されます。

すなわち、国立学校におきましては、大学の学部学科、大学院等の新設、拡充、国立工業高等専門学校十二校の新設、大学附属研究所等の新設整備をはかるため、これに要する教職員の新規増員並びに学年進行による増員を合わせ、教職員三千八百四十二人の増員を必要といたすのであります。

次に、教科書無償給与の拡充、国立学校特別会計制度の実施及び国立文教施設整備にかかる事業量の増大等に対処するため、本省内部部局において二十一人を増員し、国立青年の家の新設整備等を行なうため、所轄機関において六十四人の増員を行なうこととしております。

次に、文部省の外局であります文化財保護委員会におきましては、四十八人の減員を行なうこととしております。これは、昭和九年より本省直轄工事として実施してまいりました姫路城の修理工事が、本年度をもしましておおむね終了することとなりましたので、七十一人を減じ、平城宮などの発掘調査の促進等により二十三人を増員することによるものであります。

以上による増減の結果、文部省の職員の定員は、三千八百七十九人を加え、合計九万三百四十四人といしたのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに

御賛成くださるようお願いいたします。

○細島委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○細島委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○細島委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

所は、植物に関するウイルス及び植物のウイルス病に関する基礎的研究、調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行なう機関とします。

2 植物ウイルス研究所は、千葉県に置く。

3 植物ウイルス研究所の内部組織については、農林省令で定める。

2 第二十五条第一項中「油脂の検査」

の下に「(輸入に係る農林畜水産

農林省設置法(昭和二十四年法律

法律第 号)第二条第二項の

第一百五十三号の一部を次のように

改正する。

第四条第五十九号の次に次の一号

を加える。

五十九条の二 委託に基づき、林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事を行なうこと。

第三十七条中「食糧研究所」を「植物

研究所」に改める。

ウイルス研究所」に改める。

第十八条の六中第四項を第五項と

し、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げる、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農

林大臣は、農業土木試験場に、そ

の施設の効率的な利用を図るた

め、水産土木に関する技術上の試

験研究、調査、分析、鑑定及び講

習を行なわせることができる。

第二十二条の三の次に次の一条を

加える。

3 主要食糧の輸出入の許可等に

関すること。

4 輸入飼料の買入れ及び売渡し

を行なうこと。

第五十条第一号中「主要食糧」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中

二の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事

施工上密接な関連のある工事

に次の一を加える。

第六十九条の二第一項中「營林局の」を「營林局に、次条に規定するもののがか、」に改め、同条の次に次の一を加える。

二の三 营林局の附屬機關として、国有林野管理審議会を置く。

第六十九条の三 营林局の附屬機關として、国有林野管理審議会を置く。

の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。

第六十七条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事

施工上密接な関連のある工事

に次の一を加える。

第六十二条第三号の二の次に次の二号を加える。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条 削除

第九十一条第一項の表を次のよう

に改める。

所は、植物に関するウイルス及び植物のウイルス病に関する基礎的研究、調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行なう機関とします。

「飲食料品」を「主要食糧の流通及び加工並びに飲食料品」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 農産物等、国内産糖(甘味資

源特別措置法(昭和三十九年法

律第 号)第二条第二項の

国内産糖をいう)、国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶど

う糖をいう)及び沖縄産糖(沖

縄産糖の政府買入れに関する特

別措置法(昭和三十九年法律

号)第四項の沖縄産糖をいう)の買入れ及び売渡しに

関すること。

第五十条第五号を削り、同条第六

号中「第四十八条第三号の三に揚げ

る事務を除く。」を削り、同号を同

条第五号とする。

第五十三条第三項中「愛知県」を

東京都に改め、同条第四項中「内

部組織の下に「並びに支所の名称、

位置及び内部組織」を加え、同項を

三の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事

施工上密接な関連のある工事

に次の一を加える。

三の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事

施工上密接な関連のある工事

に次の一を加える。

三の三 林野の保全に係る地すべり

防止に関する事業の施行と工事

施工上密接な関連のある工事

区分	定員
本省	三〇、二八五人
食糧庁	二八、九三〇人
林野庁	一、〇七六人
水産庁	一、八〇三人
合計	六二、〇九四人

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二

十五条第二項及び第二十七条第二項の改正規定は公布の日から、第

十七条の改正規定及び第二十二条の三の次に一条を加える改正規定

は公布の日から起算して三月をこ

としない範囲内において政令で定め

る日から施行する。

正後の第九十一条第一項の規定に

かわらず、これらの機関ごと

に、次の表の中欄に掲げる期間内

は、同項に規定する当該機関の定

員数をそれぞれ同表の下欄に掲げる

員数を加えた員数とする。

林野庁	食糧庁
昭和三十九年四月一日まで	八人
昭和三十九年七月一日から同年九月三十日まで	四人
一人	八人

## 理由

植物に関するウイルスの基礎的調

査研究を促進するため農林省本省の附屬機関として植物ウイルス研究所を新設するとともに、食糧庁の所管行政の実施の円滑化を図るため同庁の内部部局の所掌事務を整備するほか、漁業に関する国際関係事務の増加等に伴い水産庁に次長を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○細島委員長 提案者の提案理由の説明を求めます。農林大臣。

○赤城国務大臣 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

この法律案は、昨年の第四十四回臨時国会に提案いたしました農林省設置法の一部を改正する法律案の内容となつておりました事項に、今回改正を必要とする事項を加え、新たな法律案として提案いたします。

まず、昨年の改正法案の内容となつておりました事項から御説明申し上げます。

第一に、近年わが国において増加しつつある農作物及び林木のウイルス病による被害に対処し、その防除方法の確立をはかるため、新たに農林省本省の附属機関として植物ウイルス研究所を設置し、植物に関するウイルス及び植物のウイルス病の基礎的調査研究を行なわせることとすることでありま

す。

第二に、沿岸漁業構造改善対策事業の一環としての漁港改良造成事業等の実施、漁港整備事業の事業量の増大等

りつつあることにかんがみ、漁場施設

査研究を促進するため農林省本省の附屬機関として植物ウイルス研究所を新設するとともに、食糧庁の所管行政の実施の円滑化を図るため同庁の内部部局の所掌事務を整備するほか、漁業に関する国際関係事務の増加等に伴い水産庁に次長を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三に、食糧庁の内部部局について、農産物等、砂糖類、大豆及びなたねに関する価格関係事務を業務第二部に所掌させるほか、同部において主要食糧の流通、加工関係企業及び飲食料品、油脂の生産、流通関係企業に関する行政を一体として実施させるとともに、主要食糧の輸出入及び輸入飼料の買い入れ、売り渡し関係事務を業務第一部から業務第一部に移管し、同部において価格の決定を除く主要食糧及び輸入飼料の買い入れ、売り渡し関係業務を統一的に所掌させ、事務執行の能率化をはかることとすることである。

その他、輸出品検査所において輸入にかかる農林関係物資の依頼による検査を行なう道を開き、農山漁村建設総合対策特別助成事業の完了に伴い、農山漁村振興対策中央審議会を廃止し、水産庁の附屬機関たる日光養魚場を水产研究所に統合する等、規定の整備を行なうものであります。

次に、今回新たに改正事項として追加した部分について御説明申し上げま

す。

第一に、嬬恋馬鈴薯原原種農場秋作部を雲仙馬鈴薯原原種農場として独立させ、近年主として西南暖地において

その作付面積を増加しつつある秋作用馬鈴薯について、優良原原種の供給体制の強化をはかることとすることであ

ります。

第二に、最近における農林業の動向

に対応して農業構造改善等のための国

有林野の活用の円滑化をはかるほか、

國有林野の管理及び処分の適正化に資

するため、營林局の附屬機関として國

有林野管理審議会を設置し、營林局長

の諮問に応じて國有林野の管理及び処

分について調査審議せしめるととも

に、これに関必要な事項を建議せし

めることとすることあります。

その他、食糧管理講習所の位置を東

京都に改めるとともに、支所を置くこ

とができることとし、林野庁において主

要委託に基づく林野の保全にかかる地す

べり防止関連工事を行なうことができる

こととし、及び漁業に関する国際関

係事務の最近における急激な増加等に

伴い、水産庁に次長を置くこととする

ほか、農林省の定員に所要の変更を加えようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及

び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決下さいますようお願いいたす次

第でござります。

○細島委員長 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

です。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

です。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

です。

厚生省設置法（昭和二十四年法律

第一百五十一号）の一部を次のように

改正する。

第五条中第十四号から第十九号まで削り、第二十号を第十四号と

し、第二十号の二を第十五号とし、第

二十一号を第十六号とし、第二十一

号の二を第十七号とし、第二十一号

の三を第十八号とし、第二十一号の

四を第十九号とし、第二十二号を第

二十号とし、第二十二号の二を第二

十一号とし、第二十三号を第二十二

号とし、第二十四号から第二十七号

までを一号ずつ繰り上げ、第二十七

号の二を第二十七号とし、第二十七

号の三を第二十七号の二とし、第五

十一号の三の次に次の六号を加え

ます。

五十一の四 國立公園を定めて國立公

園及び國定公園を指定し、及び

その指定を解除し、並びにそ

の区域を変更すること。

五十一の五 國立公園の公園計画

及び公園事業並びに國定公園の

公園計画の一部を決定し、並び

に國立公園の公園事業を執行

し、又はその一部を地方公共團

体その他の者に執行させるこ

と。

五十一の六 國立公園及び國定公

園の区域内に特別地域、特別保

護地区及び集團施設地区を指定

すること。

五十一の七 國立公園の特別地域

及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与えること。

普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又

はこれについて必要な措置をと

るべき旨を命じ、並びにその処

分に違反した者に対し原状回復

等を命ずること。

五十一の八 温泉の公共的利用増

進のため、施設の整備及び環境

を削り、第二十号を第十四号と

し、第二十号の二を第十五号とし、第

二十一号を第十六号とし、第二十一

号の二を第十七号とし、第二十一号

の三を第十八号とし、第二十一号の

四を第十九号とし、第二十二号を第

二十号とし、第二十二号の二を第二

十一号とし、第二十三号を第二十二

号とし、第二十四号から第二十七号

までを一号ずつ繰り上げ、第二十七

号の二を第二十七号とし、第二十七

号の三を第二十七号の二とし、第五

十一号の三の次に次の六号を加え

ます。

五十一の四 國立公園を定めて國立公

園及び國定公園を指定し、及び

その指定を解除し、並びにそ

の区域を変更すること。

五十一の五 國立公園の公園計画

及び公園事業並びに國定公園の

公園計画の一部を決定し、並び

に國立公園の公園事業を執行

し、又はその一部を地方公共團

体その他の者に執行させるこ

と。

五十一の六 國立公園及び國定公

園の区域内に特別地域、特別保

護地区及び集團施設地区を指定

すること。

五十一の七 國立公園の特別地域

及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与えること。

普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又

はこれについて必要な措置をと

るべき旨を命じ、並びにその処

分に違反した者に対し原状回復

等を命ずること。

五十一の八 温泉の公共的利用増

進のため、施設の整備及び環境

を削り、第二十号を第十四号と

し、第二十号の二を第十五号とし、第

二十一号を第十六号とし、第二十一

号の二を第十七号とし、第二十一号

の三を第十八号とし、第二十一号の

四を第十九号とし、第二十二号を第

二十号とし、第二十二号の二を第二

十一号とし、第二十三号を第二十二

号とし、第二十四号から第二十七号

までを一号ずつ繰り上げ、第二十七

号の二を第二十七号とし、第二十七

号の三を第二十七号の二とし、第五

十一号の三の次に次の六号を加え

ます。

五十一の四 國立公園を定めて國立公

園及び國定公園を指定し、及び

その指定を解除し、並びにそ

の区域を変更すること。

五十一の五 國立公園の公園計画

及び公園事業並びに國定公園の

公園計画の一部を決定し、並び

に國立公園の公園事業を執行

し、又はその一部を地方公共團

体その他の者に執行させるこ

と。

五十一の六 國立公園及び國定公

園の区域内に特別地域、特別保

護地区及び集團施設地区を指定

すること。

五十一の七 國立公園の特別地域

及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与えること。

普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又

はこれについて必要な措置をと

るべき旨を命じ、並びにその処

分に違反した者に対し原状回復

等を命ずること。

の改善に必要な地域を指定すること。

五十一の九 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対して、必要な指示をなすこと。

第六条第一項中「九局」を「十局」に、「業務局」を「国立公園局」に改め、同条第二項中「及び国立公園部」を削る。

第八条第一項中第十五号から第二十号までを削り、第二十一号を第十五号とし、同条第二項を削る。

第九条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の一 ばい煙の排出の規制その他環境衛生に係る公害の防止に関すること。

第十一条の次に次の一条を加え

(国立公園の事務)

第十二条の二 国立公園局においては、次の事務をつかさどる。

一 自然公園を保護し、国立公園及び国定公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。

二 国立公園及び国定公園並びに温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

三 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑を維持管理すること。

四 景勝地及び休養地に関し、国民厚生のため調査を行ない、これらとの普及発達及び利用の増進を図ること。

五 国民の厚生のため公園(都市)

○綱島委員長 提案理由の説明を求めます。厚生大臣。

計画上の公園を除く。)に關し、調査を行ない、その整備改善を図ること。

六 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

## 第二十九条第一項の表中 「医療制度 調査会

「自然公園審議会」「薬剤師試験審議会」「薬剤師試験審議会」「自然公園審議会」「厚生大臣の諮問に応じて、国立公園及び国定公園に関する重要な事項を調査審議すること。」

厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師国家試験に関する重要な事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師国家試験に関する重要な事項を調査審議すること。

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

第二十九号) の一部を次のように改正する。

五百三十九条第一項「祝祭日」を「休日」に改める。

(船員法の一部改正)

3 船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項「祝祭日の休日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)」の規定による休日」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日」を

「一般職の職員の給与に関する法律の一部改正」

第五十七条第三項中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)」の規定による休日」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

5 蘭系価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改

正する。

第十三条第四項中「祝日」を「國民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)」に規定する休日」に改める。

(特許法の一部改正)

6 特許法(昭和三十四年法律第百

二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「國民の祝日」を

「國民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)」に規定する休日」に改める。

(理 由)

國民の祝日として新たに建国記念日、お盆の日及び体育の日を加えるとともに、國民の祝日には国旗を掲げることとし、また、日曜日が國民の祝日に当たるときはその翌日を休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○綱島委員長 提案者の提案理由の説明を求めます。永山議員。

○永山委員 ただいま提案されました

國民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明をいたします。

現行の國民の祝日に関する法律は、

去る昭和二十三年七月二十日法律第百七十八号として第二国会において可決決定を見たものであります。御承知の

とおり、この法律が制定されるにあた

りましては、當時の衆参両院文化委員会の審議の経緯におきまして明らかの

ようすにおなな國民感情にも合致しま

したのであります。

建設の祝日を祝日として新たに定め

したこととしております。また、國民の祝日には国旗を掲げることを明文化することとしております。また、國民の祝日を体育の日と定めることとして、以上年間を通じまして三日間の國民の祝日を加え、さらに日曜日が國民の祝日と重なる場合にはその翌日を休日とすることとしております。また、國民の祝日には国旗を掲げることを明文化したのであります。

建国記念日を祝日として新たに定め

ようすとしますことは、國の建設を祝うこ

とはすなおな國民感情にも合致しま

た多くの國民のひとしく抱いておると

ころであります。諸外国におきまして

も、ナショナル・ホリデイとして祝わ

れておるものも、またこの建設を祝す

意味を持つているものであります。

この建設の記念日を「月十一日」と定めましたのは、すでに紀元節として明治

定めましたのは、民主的國家として新生したわが國の國民が、明るい生活を営み、その身心を健康にするために、健全な体育競技を楽しみ、スポーツの精神を通して民族の明るい発展に資しようとするものであります。

また、本改正法律案におきましては、

日曜日と國民の祝日とが重複した場合、その翌日を休日といたしましたのは、諸外国、たとえば、フランスやアメリカにもそのような慣例があります

ので、わが國の場合もこれにならって

本法律案において定めたのであります。

これは一面におきまして、産業の近代化に伴い、労働時間の短縮が叫ばれて

いる情勢に呼応いたしまして、前記祝

日の三日増加と合わせて年間四日ない

し五日の祝休日が生ずる結果となりま

すので、この世界的な労働時間の短縮の傾向にも順応した意図をも含めたものであります。

最後に、この國民の祝日には国旗を

掲げることを特に定めました。戦前に

ありましては、祝祭日には官公署学校等におきましては、必ず国旗を掲揚し、また、民間会社や個々の家庭におきましても、それが一般的な慣行となっていました。したがいまして、その間の社会の進歩とともに、この國民の祝日についても、當時の世論の求めたところに従つて適切な改正をすることは、今日において最も至当と存ずる次第であります。

さて、本改正法律案をおきましては、新たに二月十一日を建国記念日、七月十五日をお盆の日と定めました。したがいまして、本改正法律案における國民の祝日は、昭和四十一年一月一日より施行することと定めました。

なお、この改正案においては、昭和四年一月一日より施行することと定めました。附則として、改定に伴つて関連する法律についても所要の一部改

正を行なわんとするものであります。

以上をもしまして本法律案提出の趣旨

説明といたします。

何とぞ本委員会におかれまして、慎重に御審議の上、御賛同あらんことを切

り願いたします。

また、本改正法律案におきましては、

重御審議の上、御賛同あらんことを切

り願いたします。

また、本改正法律案におきましては、

重御審議の上、御賛同あらんことを切

り願いたします。

○綱島委員 次に、自治省設置法の一

部を改正する法律案を議題といたしま

す。

法律案

自治省設置法の一部を改正する法律

第二百六十一号の一部を次のように改

正する。

第四条第一項第二十二号中「(臨時地方特別交付金を含む。以下同

じ)」を削る。

第二十三条の五を削り、第二十三

条の六を第二十三条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方公営企業制度調査会)

第二十三条の六、自治省に、大臣の諸間に応じ、地方公営企業制度に関する重要な事項を調査審議するため、地方公営企業制度調査会を置く。

2 地方公営企業制度調査会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。

第二十六条の表中「三六一人」を「三七四人」に、「三四四人」を「三七一人」に、「四九六人」を「五一二人」に改める。

6 第二十三条の六に規定する地方公営企業制度調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第六項を次のように改める。  
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

#### 理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の定員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○綱島委員長 提案理由の説明を求めます。自治大臣 ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の定員を十五人増加しようとするものであります。

地方公営企業は、地方公営企業が制定されて以来、その数及び規模について増加拡大しております。地方行政におけるいわゆるサービス行政部門の主要な部門を占めるに至っておりますが、法制定以来すでに十年余を経過し、これら企業を取り巻く経営環境の変化と、その間における法の運営の実態から、地方公共団体の行政の一環として行なう地方公営企業の範囲、経営形態及び民間企業等との関係等を検討し、地方公営企業はいかにあるべきか、さらにはこれら企業を能率的に運営するための経営体制及び財政制度はいかにあらるべきか等、基本的問題を調査検討すべき段階に来ていると考えている次第であります。

また、近年その経営状況は全般的に悪化の傾向にあり、何らかの措置を講ずる必要がある段階に立ち至っているものと考えられます。このような現況にかんがみ、地方公営企業制度の全般にわたり基本的問題を再検討するため、地方公営企業制度調査会を設置しようとするものであります。

次に、自治省の定員は現在四百九十六人でありますが、企画連絡事務の増加、広域行政問題の発生等、総合調整を要する事務の増加に伴い、これらの事務の処理に必要な職員、地方税について国際間にわたる問題の処理に必要な職員、消防事務の円滑な遂行のため必要な職員を増員しようとするものであります。

以上、この法律案の提案の理由を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### ○綱島委員長

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

#### 外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律五百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「アジア局に賠償部」を削り、「中近東アフリカ部」を「下に、情報文化局に文化事業部」を加える。

第八条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第十条の二中第六号を第七号とし、第七号から第五号までを「一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 賠償に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

第十三条を次のように改める。

(情報文化局の事務)  
第一十三条 情報文化局においては、

#### 一 外交政策及び国際情勢の対内報道並びに外交政策及び国内情勢の対外報道に関すること。

第三十条の表中「八〇人」を「八三人に、「四三四人」を「四六〇人」に、「五四四人」を「五四三人」に改める。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### ○綱島委員長

次に、前二号に掲げる事務を行なうために必要な情報の収集及び研究に関すること。

四 文化交流を目的とする国際約束に関すること。

五 国際文化団体との協力に関すること。

六 日本文化の海外への紹介その他各国との文化交流に関すること。

第十四条中「移住あつせん所」を削る。

第十五条の二を削る。

第二十二条第二項中「及び在ジニアーヴ国際機関日本政府代表部」を「在ジニアーヴ国際機関日本政府代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部」に改める。

第二十四条第一項中「及び在ジニアーヴ国際機関日本政府代表部」を「在ジニアーヴ国際機関日本政府代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部」に改め、同条第四項中「ス

イスジニアーヴ」の下に「経済協力開発機構日本政府代表部は、フランス語に」を加える。

第二十五条第二項中「及び在ジニアーヴ国際機関日本政府代表部」に改め、同条第四項中「ス

イスジニアーヴ」の下に「経済協力開発機構日本政府代表部は、フランス語に」を加える。

二 賠償に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

第十三条を次のように改める。

(情報文化局の事務)  
第一十三条 情報文化局においては、

代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部に改める。

第三十条の表中「八〇人」を「八三人に、「四三四人」を「四六〇人」に、「五四四人」を「五四三人」に改める。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二 前項の規定により出資する土



四、〇四四	三、五六	を「ミラノ
五、八〇四	五、八三	二、三九、一〇、四三、一〇、七六、七、四〇
五、八〇四	五、八六	一、三〇、一〇、一六、七、九〇、六、六六
五、八〇四	五、八八	四、六三、四、六四、四、六五、五、六六
五、八〇四	五、九〇	四、六六、四、六七、四、六八

五、八〇四	五、八三	三、五六
五、八〇四	五、八六	四、六三、四、六四、四、六五、五、六六
五、八〇四	五、九〇	四、六六、四、六七、四、六八
五、八〇四	五、九二	四、六八、四、六九、五、七〇
五、八〇四	五、九三	四、六九、四、七〇、五、七一

ヒューストン	一、三、二〇、一〇、七一、六	一、三、二〇、一〇、七一、六

ボン	二、三〇、一〇、一六、七、九〇、六、六六	二、三〇、一〇、一六、七、九〇、六、六六

に改め、同項の次に次の一項を加える。

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、これらの在外公館及び外務省設置法の改正により在外公館として設置することとなる経済協力開発機構日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### ○網島委員長 提案理由の説明を求める

○大平国務大臣 ただいま議題になりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたしました。

今回の改正は、一、アジア局の賠償部を廃止し、賠償部の所掌事務を経済協力局に移すこと、二、情報文化局に、新たに文化事業部を設置し、その所掌事務を定めること、三、移住あっせん所を廃止し、移住あっせん所の土地、建物等を海外移住事業団に出資すること、四、パリに経済協力開発機構日本政府代表部を設置すること、五、外務省職員の定員を改正すること、六、本法は、昭和三十九年四月一日から施行すること。ただし、移住あっせん所の廃止は、同年十月一日から施行すること、を規定いたしております。

給領事館	デュッセルドルフ	一、三、二〇、一〇、一六、七、九〇、六、六六

別表に次の一項を加える。

経済協力開発機構	日本政府代表部	一、一、一六、六、六六、五、五〇、四、四六、三、三〇、三、二〇

は、賠償及びこれに伴う経済協力に関する協定等の実施は、その内容においては資本財を主とするわが国の生産物及び役務の供与でありまして、相手国及び経済開発への寄与という点からいえば、通常の経済協力と同一の効果を持つものであり、両者相まって最大の協力をあげるよう配慮することが必要であります。かかる見地から事務の合理化及び効率化をはかるため、賠償部を廃止いたしまして、その所掌事務を経済協力局に移すこといたしました。

情報文化局文化事業部の新設につきましては、最近各國とも国際間の文化交流をきわめて活潑に行なっており、わが國もいたしまして、より積極的に諸外国との文化交流、日本文化の紹介等を行ない、正しい日本を認識せしめてわが国外交の円滑な遂行に資するため、文化事業部を設置するものであります。

移住あっせん所の廃止につきましては、昨年七月海外移住事業団の発足を見ましたので、その設立の趣旨に従つたいたしておられます。

外務省職員の定員につきましては、在外公館の新設、増強並びに本省機構の改正等に伴いまして、特別職三人、一般職二十六人計一十九人の増員をいたしております。なお、移住あっせん所が本年十月一日廃止されますので、それまでの間は、移住あっせん所の職員五十人を加算することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定めた法律及び在外公館に勤務する外務

公務員の給与に関する法律の一部を改めて広く、経済、金融、貿易、資本取引、貿易外取引、後進国援助、海運、工業、農業その他あらゆる分野にわたって加盟各国間の情報の交換、政策の調整等を行なっております。現在のO E C D は、自由世界の先進工業国二十カ国が加盟しております。わが国も別途提案しております。O E C D の承認を得まして加盟することとなつております。

従来、O E C D の関係事務は、在外公館を廃止いたしまして、その所掌事務を経済協力局に移すこといたしました。

これまで、O E C D の範囲が広範であるのみならず、その内容がきわめて技術的、専門的であり、各種の会議もひんぱんに行なわれ、また事務の性質上、二十カ国に及ぶ多数国間の関係事務に大使館をして当たらしめることは、その性質上不適当であり、現に主要加盟国は、ほとんど在仏大使館とは別に大使館を設けている現状であります。したがつて、わが國もパリに経済協力開発機構日本政府代表部を設置することいたしております。

外務省職員につきましては、在外公館の新設、増強並びに本省機構の改正等に伴いまして、特別職三人、一般職二十六人計一十九人の増員をいたしております。なお、移住あっせん所が本年十月一日廃止されますので、それまでの間は、移住あっせん所の職員五十人を加算することとしたしておられます。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定めた法律及び在外公館に勤務する外務

公務員の給与に関する法律の一部を改めて広く、経済、金融、貿易、資本取引、貿易外取引、後進国援助、海運、工業、農業その他あらゆる分野にわたって加盟

正する法律案の提案理由を御説明いたしました。

は、公使館より大使館への昇格三館、總領事館より大使館への昇格一館、總領事館の新設一館、領事館の新設三館及び總領事館分館の新設一館を規定いたしましたとともに、マレーシアの成立及びローデシア・ニアサランド連邦の解体に伴いまして、国名等に所要の改正をいたしております。

公使館より大使館への昇格の三館は、共産圏にあります在ハンガリー、在ルーマニア及び在ブルガリアの各公使館であります。

これら三館につきましては、わが国がこれらの三国と国交を回復した当時、自由諸国は、すべてこれらの国に公使館を設置していたため、わが国といたしましても、これら自由諸国との均衡を考慮し、かつ相互の連絡及び情報交換を円滑に行なうため、公使館を設置した次第であります。しかし、中立国はもとより、自由諸国も次第に公使館を大使館に昇格する傾向があり、かつわが国とこれら三国との交流も次第に深まり、貿易量も増大の傾向を示しているなどの事情にかんがみまして、これらの三館を大使館に昇格するものであります。

次に、總領事館の大使館への昇格一館につきましては、昨年十二月二十一日英國の植民地及び保護領でありましたケニアが独立いたしましたので、同國の首都たるナイロビにある總領事館を大使館に昇格するものであります。總領事館一館及び領事館三館の新設につきましては、ボンに總領事館、マナオス、ジエッセルトン及びイスタン

ブルに、それぞれ領事館を設置することにいたしております。

ボンに總領事館を設置いたしました理由は、現在、在ドイツ大使館をして領事事務に關し広範囲の地域を管轄せしめておりますが、逐年の事務量の増加に伴い、本来の外交事務の遂行にも支障を来たす現状にかんがみ、兼館の總領事館を設置し、独立して領事事務を処理し得る体制を整える必要があるからであります。

次に、領事館の設置であります。マナオスは、ブラジル国のアマゾン奥地の中心地であります。現在マナオス市を中心として約二千人の在留邦人が入植し、主として農業を営んでおりましたが、同地は在ペレーン日本國總領事館から二千四百キロの遠距離にある關係上、在留邦人の権益の保護、援助、指導等に關して円滑な処理が困難であります。ジエッセルトン領事館の設置につきましては、昨年九月十六日マレーシアの成立により、旧英領北ボルネオは、同國の一州となり、サバ州と改称されました。近年、特にこの地域は伸びつつあり、また、今後この地域の鉱物資源開発を中心として、わが国との経済技術協力関係も急速に密接化することが予想されます。しかるところ、現在同地域はシンガポール總領事館の管轄下にあります。かかる現状に交通不便なため、迅速な事務処理が困難であり、かつまた民間からも同地域に領事館を早期開設するよう強い要望

が出ておりますので、サバ州の行政の中心地ジエッセルトンに領事館を設置するものであります。

イスタンブルは、トルコの唯一最大の貿易港で、同國商業の中心地であり、邦人商社もほとんど同地に事務所を設置しております。また、中近東有数の観光都市で、イスタンブルを訪れる邦人数も急激に増加し、領事事務も急増している現状でありますが、わが大使館は四百六十キロ遠方の首都たるアンカラにあるため、これの処理は実際上非常に困難となっております。以上の理由、並びにイスタンブルには大正時代わが大使館事務所として購入した国有の建物も現存し、これを直ちに領事館として活用し得る状況にあることなどの点にかんがみ、同地に領事館を設置するものであります。

総領事館分館一館の新設につきましては、デュッセルドルフに總領事館分館を設置することといたしております。デュッセルドルフは、ドイツ産業の中心地で、ドイツ産業全体を左右する地位を占めています。したがって、わが国の代表的な商社、銀行等は、いずれも同地に支店もしくは駐在員を配置しております。現在その数は約五十社に達しております。また、在留邦人數も五百人に及んでおりますが、現在領事事務を処理するためには、ボンの大使館まで行かねばならず、このため日独双方の関係者は、早急にデュッセルドルフに定めることといたしました。

○綱島委員長 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、國事行為の臨時代行に関する法律案、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたし、総務長官の提案理由の説明を求めます。総務長官

シア・ニアサランド連邦の解体まして、関係公館の国名及び地名にそれぞれ所要の改正を加えることとしたります。

次に、本法律案第二条におきましては、以上の在外公館の新設及び昇格に伴うこれらの在外公館及び別途提案いたしております外務省設置法の改正に取り設置することとなります。経済協力開発機構日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

以上二件につき、何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。附則 第七条中「六千万円」を「六千八百万円」に改める。第八条中「四百七十万円」を「五百十萬円」に改める。

#### 理由

最近の経済情勢にかんがみ、皇室が國家の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることができる財産の限度価額並びに内廷費及び皇族費の定期額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 官

○綱島委員長 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、國事行為の臨時代行に関する法律案

（趣旨）

第一条 日本憲法第四条第二項の規定に基づく天皇の國事に関する行為の委任による臨時代行について

は、この法律の定めるところによること。

#### 律

（委任による臨時代行）

第一条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、撰政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、國事に関する行為を皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十七条の規定により

ただし、成年に達しない皇族については、それぞれ十五万円とする。

（趣旨）

第二条第一号中「三百七十万円」を「六百五十万円」に、「百二十万円」を「二百二十万円」に改め、同条第二号中「十五万円」を「六十万円」に改め、同号に次のただし書を加える。





し、これらの規定を適用した場合においても、その在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者については、この限りでない。

第六条 前条の規定により恩給に関する法令の規定による普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和三十九年十月から始めるものとする。

第七条 この法律の施行前に琉球諸島政府職員を退職し、又は死亡

した元南西諸島官公署職員で、この法律による改正後の特別措置法第八条又は第九条の規定を適用したならば、同法の規定により共済組合に関する法令の規定による退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるものについては、同項中「退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金」とあるのは、「退職年金、廃疾年金、退職一時金若しくは廃疾一時金又は遺族一時金又は遺族年金若しくは廃疾一時金」と読み替えるものとする。

(停止年額についての経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百四号)により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と改定

前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この法律による改正前の同法附則第三条、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定の例による。

(旧勅令第六十八号第八条第二項の規定に該当した者に対する一時金の支給)

第九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)による改正前年法律第五十五号附則第二十一条の恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号。以下「旧勅令第六十八号」という。)第八条第二項の規定により一時恩給を受ける権利又は資格を失つたこと(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

2 前項の場合において、この法律による改正後の特別措置法第八条又は第九条の規定により新たに勤続するものとみなされる期間のうち元南西諸島官公署職員として在職した期間を基礎とした一時金である給付を受けた者に係る退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金額は、同法第四条の一及び第四条の三の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した額から、政令で定める金額を減じた額とする。

3 前項の規定は、この法律による特別措置法第八条又は第九条の規

定の改正により新たに同法の規定により共済組合に関する法令の規定の適用を受けることとなつた者について準用する。この場合において、同項中「退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金」とあるのは、「退職年金、廃疾年金、退職一時金若しくは廃疾一時金又は遺族一時金又は遺族年金若しくは廃疾一時金」と読み替えるものとする。

(停止年額についての経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百四号)により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と改定前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この法律による改正前の同法附則第三条、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定の例による。

(旧勅令第六十八号第八条第二項の規定に該当した者に対する一時金の支給)

第九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)による改正前年法律第五十五号附則第二十一条の恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号。以下「旧勅令第六十八号」という。)第八条第二項の規定により一時恩給を受ける権利又は資格を失つたこと(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

2 前項の規定による一時金の負担、裁定及び支給については、これを恩給法に規定する一時恩給の権利又は資格を失つたこと(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

3 前項の規定は、この法律による一時金の負担、裁定及び支給については、これを恩給法に規定する一時恩給の権利又は資格を失つたこと(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

○野田政府委員 大だいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、皇室が、国会の議決を経ないで賜与または譲り受けをすることができる財産の限度価額についてであります。皇室経済法施行法第二条により、内廷費及び皇族費について、人件費及び物件費の増加を考慮し、内廷費の定期額を六千八百万円、皇族費の定期額を五百四十万円にいたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願ひいたします。

次に、大だいま議題となつております、國事行為の臨時代行に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

天皇が精神もしくは身体の重患または重大な事故により國事に関する行為をみずからされることができないときは、皇室會議の議により、摂政が置かれ、天皇の國事に関する行為の代行がされるのであります。天皇がこれ方途を講じておく必要があります。

日本国憲法第四条第二項には、「天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができます。」と規定しておりますので、こ



る政府の追加出資についての規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○綱島委員長 この際、佐藤長官より提案理由の説明を求めます。佐藤長官。

○佐藤国務大臣 ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

第一は、政府は予算で定める金額の範囲内において、北海道東北開発公庫に追加して出資することができるることとし、この場合において同公庫はその出資額により資本金を増加するものとしようとするものであります。

同公庫は、北海道及び東北地方における産業の振興開発を一そく促進するため資金の増大をはかることが必要でありますので、別に御審議をいたしましては、同公庫に対して産業投資特別会計から十億円を追加出資することといたしております。

第二は、北海道東北開発公庫の監事の権限を明確にしようとするものであります。政府といたしましては、北海道東北開発公庫設立の目的が十分達成されるよう常に努力しているところであります。さらに同公庫の業務が適正かつ能率的に運用されるよう、監事の権限を明確にしようとするものであります。

第三は、北海道東北開発公庫の業務の範囲についての規定を整備することであります。

従来、公庫は北海道及び東北地方の産業の振興開発に寄与する事業の用に

供する土地の造成事業については、法律に基づく主務大臣の指定により、これをその業務の対象といたしておりますが、今後の当該地方の地域開発の進展に即応し、この際法律に土地造成事業を明記することがより適当であると考えますので、所要の改正をお願いするものであります。

以上が、この法律案の提案理由でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申しあげます。

○綱島委員長 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

神戸入国管理事務所 所姫路港出張所	仙台入国管理事務所 所青森港	別表十二中
姫路市	青森市	を
崎港出張所	仙台入国管理事務所尼	に

神戸入国管理事務所尼	仙台入国管理事務所八戸港	別表五
姫路市	青森市	岐阜県少年院の項中「岐阜県
高松入国管理事務所坂	出張所八戸港	稲葉郡鶴沼町」を「各務原市」に改め

び別表五の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内に

改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、別表三及

法務省設置法（昭和二十一年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表中「四五、三二一人」

を「四五、六九七人」に、「一〇、九〇一人」を「一〇、九九二人」に、「一、八一五人」を「二、一五五人」に「四七、一三六」を「四七、七三三人」に改める。

別表三旭川地方法務局の項中「稚内市」を「稚内市 深川市」に改め、別表四名古屋刑務所の項中「名古屋市」を「愛知県西加茂郡三好町」に改め、同表福岡刑務所の項中「福岡市」を「福岡県粕屋郡宇美町」に改める。

別表五岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡鶴沼町」を「各務原市」に改める。

○綱島委員長 この際、提案者の提案理由の説明を求めておきます。

特に御了解を得ておきたいことは、法務大臣がけがをしておりまして、十分に動きができないのですが、院内には参つておるそうですが、政務次官より御説明を申し上げたいといふことでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 政務次官、御説明願います。

○天慈政府委員 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員の定員を改めようとする点であります。法務省におきま

しては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員の定員が定められているのであります。今回の改正は、これを、法務省本省について三百八十六人、うち検察庁については九十一人、公安調査庁について二百人、計五

おいて政令で定める日から施行する。

理 由

法務省における定員規模の適正化を図るために法務省の職員の定員を改め、所在地の状況等にかんがみ名古屋刑務所及び福岡刑務所の位置を改め、出入国管理行政を有効適切ならしめるため八戸市ほか二箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運営をはかる等のため、名古屋刑務所及び福岡刑務所の位置を変更しようとするとする点であります。これら両刑務所の施設は、いずれもその老朽の度がはなはだしく、かつ、著しく狭隘のため、つとにその改築、拡張を要望されていたのであります。しかしながら、両刑務所の所在地の周辺はすでに名古屋市及び福岡市のそれぞれ中心的市街地となつており、敷地の拡張は不可能であるのみならず、両刑務所の所在地にあることは、両都市の市街地に関する諸計画に重大な支障を来たすものと考えられますので、政府といたしましては、早急にこれら両刑務所の施設を他に新設すべく鋭意努力いたしました結果、名古屋刑務所につきましては、愛知県西加茂郡三好町にある同刑務所の三好農場の敷地の一部を同刑務所の敷地とし、福岡刑務所につきましては、愛知県西加茂郡三好町に適当な敷地を入手し、いざれも昭和三十九年度内に刑務所を開設し得る運びとなりましたので、名古屋刑務所及び福岡刑務所の位置をそれぞれ変更しようとするものであります。

改正点の第三は、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、八戸市、尼崎市及び坂出市に、それぞれ入国管理事務所の出張所を置こうとする点であります。八戸港、尼崎港及び坂出港における出入国者の数が逐次増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理業務を一そく適切に行なう必要上、新たに右の三市にそれぞれ入国管理事務所の出張所を置こうとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。市町村の廃置分合に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三等について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なうとしているものであります。

以上が、法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。  
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○綱島委員長 次に、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題いたします。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法（昭和二十四年法律五百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「第十一号の三」を「第十一号の四」に改める。

第六条第一項中第十一号の三を第

十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次の次に一号を加える。

十一の二 労働研修所の管理及び監督を行なうこと。

第八条第一項第十号中「労働衛生研究所及び労働基準監督官研修所」を「及び労働衛生研究所」に改める。

第十二条中「労働基準監督官研修所」を「労働研修所」に改める。

「労働基準監督官研修所」を「労働基修所」に改め、同条第一項中「労働基準監督官」を「労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等」に改める。

第二十二条の表中「二四、一四〇人」を「二四、七八六人」、「二四、三五七人」を「二五、〇〇三人」に改める。

#### 附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

日から施行する。

#### 理 由

最近における労働行政の業務内容の複雑化及び高度度化並びに事務量の著しい増加の傾向にかんがみ、労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な訓練を統一的かつ効果的に実施するため、労働省本省に労働研修所を置くとともに、事務の円滑な遂行を期するため、労働省本省の職員の定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決くださいます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要でござります。

○綱島委員長 提案者の提案理由の説明を求めます。労働大臣。

○大橋国務大臣 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、本省に労働研修所を設置することについて申し上げます。

従来、職員の訓練につきましては、労働基準監督官においては労働基準監督官研修所において実施し、その他の訓練につきましては適宜実施してまいりましたのですが、最近における労働行政の業務内容の複雑化及び高度度化並びに事務量の著しい増加の傾向にかんがみますと、これを統一的かつ効果的に実施することがぜひとも必要であると考え、労働基準監督官研修所を吸収した総合的研修機関として、本省に労働研修所を設けることとしたとしているのであります。

次に、労働省本省の職員の定員を六百四十六人増加することについて申し上げます。

この改正は、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業の関係業務、中高年令失業者等の再就職を促進するための職業指導関係業務、安全指導関係業務等を積極的に推進することが必要でありますので、これに必要な職員六百四十六人を増加することといたしています。

この結果、労働省本省の定員は二万四千七百八十六人となり、外局の定員二百十七人を加えて、労働省の職員の定員は、合計二万五千三人となりま

何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○綱島委員長 これにて提案理由の説明は、十九法律案については終わりました。

以上の法律案に関する質疑は後日に譲ります。

なお、残っております法律案については、次会に提案の理由の説明を求めていたと存じます。

前半理事会、十時半委員会を開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

○綱島委員長 なお、この際、国政調査承認要求に関する件についておはかりをいたします。

すなわち、国の行政の改善、公務員の制度及び給与の適正化、栄典制度の調査並びに栄典法案起草等のため、前国会どおり本期間中も

一、行政機構並びにその運営に関する事項  
二、恩給及び法制一般に関する事項  
三、国の防衛に関する事項  
四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、米典制度調査並びに米典法案起草に関する事項

以上の各項につきまして、小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして、国政調査を実施することとし、議長にその承認を求めることがいたしたいと存じます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認めま

す。よって、そのように決しました。

次会は、来たる二十日、木曜日、午

